

令和4年12月10日

令和4年

上毛町農業委員会12月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会12月期定例総会議事録

1.日 時 令和4年12月9日（金） 午前9時00分

2.場 所 上毛町役場 大会議室

3.出席委員及び欠席委員

出席委員 21名 欠席委員 1名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	奥野 和浩	○	15番	坪根 和男	○
2番	水嶋 久夫	○	16番	向本 忠久	○
3番	八坂 龍臣	欠	17番	小川 清志	○
4番	宮秋 伸一	○	18番	木下 益美	○
5番	志摩 昌子	○	19番	磯田 三好	○
6番	前田 数彦	○	20番	青島 牧人	○
7番	横山 健一	○	21番	久元 一仁	○
8番	山本 直子	○	22番	福田 政典	○
9番	今瀬 一高	○			
10番	久保 博文	○			
11番	喜多代 洋一	○			
12番	緒方 正行	○			
13番	松下 隆光	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 垂 水 勇 治 欠
 末 松 直 幸 ○
 向 本 泰 一 ○

4.議 案

- 議案第72号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第74号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第76号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

- 5.その他
- ・農業振興に係る意見書・事業提案書について
 - ・福岡県農業委員会研修大会について
 - ・上毛町農業委員会互助会の解散について
 - ・先進地視察及び研修について
 - ・農業委員会手帳の配付について
 - ・次回定例総会日程

会議の経過

令和4年12月9日(金)午前9時00分開会

議長 皆さん おはようございます。

本日は、農業委員会12月期定例総会を開催致しましたところ、委員のみなさまにおかれましては、何かとご多用の中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

本日は、八坂委員 から欠席の連絡がありました。

上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達しておりますので、只今から12月期定例総会を開催いたします。

議事録署名委員の指名をいたします。 議席8番山本委員 議席9番今瀬委員を指名いたします。宜しくお願いします。

それでは、議席の審議に入ります。

議案第72号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 本日は議会中のため、事務局長の垂水課長は欠席させていただきます。

資料の2ページをお願いします。

議案第72号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による 農用地利用集積計画の決定についてでございます。

今期分については貸借借権38件、使用貸借権17件でございます。

まず、貸借借権分ですが、期間は3年、5年、6年、10年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が66,556㎡です。

筆数は38筆で貸し手22名、借り手15名となっております。

貸借借料でございますが、現金では反当9,200円～14,000円となっております。

現物では、11kg～69kgとなっております。

次に、使用貸借権分ですが、

期間は3年、5年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が9,683㎡です。

筆数は17筆で貸し手3名、借り手3名となっております。

次のページから申出各筆明細一覧表をお付けしております。

それから、6ページの農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようなので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第72号については、原案のとおり可決決定されました。
つづきまして

議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを
議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の7ページをお願いします。

議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。
契約の種類は贈与で、申請農地は大字下唐原516番1ほか1筆、地目は畑で面積は581㎡です。
譲渡人は、大分県豊後高田市の●●さんで、譲受人は大字下唐原の●●さんです。
譲受人の権利取得後の経営農地面積は65,743㎡です。
次のページに農地法第3条調査書を添付しています。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。
位置図・箇所図は9ページ～10ページのとおりです。
申請農地は大字下唐原の新貝川そばの農地です。
これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、私が地区担当となります。

宮本委員 事務局の説明のとおりです。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 質疑にはいりません。何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第73号については、原案のとおり可決決定されました。
つづきまして、議案第74号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定に
ついてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の11ページをお願いします。

議案第74号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。
契約の種類は売買で、申請農地は大字下唐原2437番、地目は田で面積は1,410㎡です。
譲渡人は、豊前総合法律事務所弁護士の●●さんで、譲受人は、大字東下の●●さんです。
譲受人の権利取得後の経営農地面積は13,574㎡です。
次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。
位置図・箇所図は13～14ページのとおりです。
申請農地は大字下唐原の小山田池南側の農地です。
これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件については横山委員が地区担当となりますが
いかがでしょうか。

横山委員 事務局の説明どおりでした。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決にはいりたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第74号については、原案のとおり可決決定されました。
つづきまして

議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを
議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料15ページをお願いします。

議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字東下1127番、地目は田で、面積は1,139㎡です。

譲渡人は、豊前総合法律事務所弁護士の●●さんで、譲受人は大字宇野の●●さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は78,900㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図・箇所図は17～18ページのとおりです。

申請農地は大字下唐原の小山田池から町道小山田池大山田線に入った道路沿いの農地です。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件については
横山委員が地区担当となりますがいかがでしょうか。

横山委員 議案第74号と同じで事務局の説明のとおりです。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第75号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして

議案第76号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の19ページをお願いします。

議案第76号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字成恒603番6、地目は田で、面積は328㎡です。

申請人は中津市の●●さんで、理由としては、一般住宅建築用地の確保のためです。

一般基準としての転用の確実性については、資金計画書等により確実と思われれます。

付近の農地に対する被害の有無については、隣接農地の承諾と水利関係者の承諾を得ております。

農地の区分は、第1種農地であります。例外規定「集落接続」に該当するため、許可可能と判断します。

箇所図・位置図は20～21ページのとおりです。

申請農地は、町道垂水大ノ瀬沿いの成恒集落内の農地です。

これで 説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、宮秋委員が地区担当となりますがいかがでしょうか。

宮秋委員 現地確認しました。事務局の説明のとおりです。審議のほどお願いします。

議長 質疑にはいりません。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第76号については、原案のとおり可決決定されました。

以上で本日予定していた議案の審議は終わりました。

その他について事務からお願いします。

事務局 では、そのほかについて事務局から、6件申し上げます。

1件目は、農業振興に係る意見書・事業提案書についてでございます。
文書にて依頼させていただいております。急なお願いで申し訳ありません。
お知らせしたとおり、農業委員会は農業者が抱える課題や要望をまとめて、町に意見を提出するよう取り組むこととされております。
今回提案いただいた内容につきましては、産業振興課で検討させていただき、
内容によっては皆様と検討の上で、今後の事業にいかしていきたいと考えております。
なお、締め切りは12月18日(金)とさせていただいております。
ご協力のほどお願いいたします。

2件目ですが、福岡県農業委員会研修大会についてです。
別紙資料の開催要領のとおり、今年度は来年1月24日(火)に福岡市の福岡国際会議場で開催する旨案内がありました。詳細は開催要領のとおりです。
基本的には全員参加で予定しております。
やむを得ず欠席される場合は、12月22日(木)までに事務局に連絡をお願いいたします。
コロナの関係でやむを得ず中止の場合は その時は連絡します。

3件目は、上毛町農業委員会互助会についてです。
互助会は、会員の親睦を図ることを目的として作られた会で現在規約を制定し、
毎年1000円の会費を納入いただき、運営させていただいております。令和3年8月の定例総会にて今後の継続について話をさせていただき、令和3年度以降は会費は集めておりません。
事務局としては、解散の方向で考えており、現在の残金については、令和2年度の委員さんに一人1000円ずつ返金させていただき、余りについては社会福祉協議会等に寄付させていただきたいと考えております。
互助会解散後は、見舞金等についてはその都度農業委員会にて個別事案ごとに協議させていただきたいと考えております。
最終的には、令和5年3月の総会にて解散の提案をさせていただきたいと考えておりますので
よろしく申し上げます。なお、3月の総会後に給付対象者が出た場合には、支払後に決算処理をさせていただきます。

4件目ですが、先進地視察及び研修についてであります。
ここ数年は、コロナウイルス感染症拡大のため、実施をしておりませんが、今年度は実施する予定にしております。視察にするのか研修にするのかについては、現在検討を行っているところですが、開催時期については2月もしくは3月に考えておりますので、決まり次第報告をさせていただきます。
農業委員・最適化推進委員の皆様におかれましては、出席のほど宜しくお願いいたします。

5件目ですが、2023年の農業委員会手帳を配布しております。
昨年度同様配付させていただいております。農業委員や最適化推進委員に関する関係法令も掲載しておりますので、ご活用いただければと思います。

最後に 次回1月期の定例総会は、1月10日(火)を予定しております。

また、やむを得ず総会を欠席される場合には後日役場まで資料の受け取りにきてくださいます
ようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議 長 委員の方か何かありましたらお願いします。

それでは これで12月期定例総会を終了します。

令和4年12月9日 午前9時20分閉会